

2015年12月25日

投信総合取引口座をお持ちのお客さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

### 「投信総合取引約款」等改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2016年1月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）が施行されること、NISA の非課税投資枠見直し（従来の年間100万円が120万円に引き上げ）及びジュニアNISAの申込受付が開始されることに伴い、下記の通り、「投信総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「非課税上場株式等管理に関する約款」、「三井住友アセットマネジメント投信直販ネットサービス取扱い規程」及び「特定口座約款」の改定並びに「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」の制定を行うこととなりましたので、お知らせ申し上げます。

なお、弊社直販ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきましては、一切変更はございません。

2016年1月以降、お客さまから個人番号（マイナンバー）を告知いただくお手続きが必要となります。お手続きの詳細につきましては別途ご連絡申し上げます。

お客さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 約款変更の内容及び理由

- (1) 番号法が施行されるため、「投信総合取引約款」及び「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に個人番号（マイナンバー）の届出についての規定を追加いたします。

#### 「投信総合取引約款」第2条の2

##### （個人番号の届出）

お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）、その他の関係法令の定めに従って、投信総合取引口座を開設するとき、お客さまの個人番号（「番号法」第2条第5項に規定するものをいいます。以下同じ。）の通知を受けたとき、その他「番号法」その他の関係法令が定める場合に、お客さまの個人番号を当社にお届けいただきます。その際、「番号法」に基づきお客さまの本人確認を行わせていただきます。

#### 「投資信託受益権振替決済口座管理約款」第3条の2

##### （個人番号の届出）

お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、「振替決済口座」

を開設するとき、お客さまの個人番号（「番号法」第2条第5項に規定するものをいいます。以下同じ。）の通知を受けたときその他「番号法」その他の関係法令が定める場合に、当社にお届けいただきます。その際、「番号法」に基づきお客さまの本人確認を行わせていただきます。

また、「特定口座約款」に特定口座の開設時においてお客さまの個人番号（マイナンバー）を確認する旨の規定等を追加いたします。

- (2) NISA の非課税投資枠の見直し（従来の年間100万円が120万円に引き上げ）及びジュニアNISAの申込受付が開始されるため、「非課税上場株式等管理に関する約款」及び「三井住友アセットマネジメント投信直販ネットサービス取扱い規程」に係る規定を追加並びに「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」を制定いたします。

※上記のほか、弊社約款・規程において一部字句の修正等をしております。

## 2. 約款変更の効力発生日

2016年1月1日（「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」及び「三井住友アセットマネジメント投信直販ネットサービス取扱い規程」については2016年4月1日）

## 3. 添付書類

- (1) 弊社約款・規程集（口座開設およびお取引にかかる重要事項）

[http://tyokuhan-net.smam-jp.com/top\\_con/top\\_area3/\\_icsFiles/afieldfile/2015/12/25/read.pdf](http://tyokuhan-net.smam-jp.com/top_con/top_area3/_icsFiles/afieldfile/2015/12/25/read.pdf)

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友アセットマネジメント 投信直販お客さま窓口

0120-45-1104

（受付時間：原則として営業日の午前9時～午後5時）